

定款の変更について

令和7年度からの公益法人制度改正に伴い、第20条の役員の選任に関する事項及び第12条・第40条の財務諸表に関する表示を変更するものです。

改正後	改正前
(権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1)～(3) (略) (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認 (5)～(7) (略) (役員の選任) 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって会員たる法人の代表者その他役職員のうちから選任する。 <u>なお、必要に応じて、総会の決議によって会員以外の者から選任することができる。</u> 2 (略) <u>3 削除</u> (事業報告及び決算) 第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 損益計算書 (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書 (6) (略)	(権限) 第12条 総会は、次の事項について決議する。 (1)～(3) (略) (4) 貸借対照表及び損益計算書<u>(正味財産増減計算書)</u>の承認 (5)～(7) (略) (役員の選任) 第20条 理事及び監事は、総会の決議によって会員たる法人の代表者その他役職員のうちから選任する。 2 (略) 3 理事及び監事1名については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、総会の決議によって会員以外の者から選定することができる。 (事業報告及び決算) 第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 損益計算書<u>(正味財産増減計算書)</u> (5) 貸借対照表及び損益計算書<u>(正味財産増減計算書)</u>の附属明細書 (6) (略)